

令和4年度 事業の構成

■ 補助事業・委託事業・診断事業分類（事業概要）

		(1)補助事業・委託事業				(2)診断事業
区分	スマート製品・サービスの事業化	省エネ設備更新・省エネモデル実施		再エネ・EMS等設備導入	省エネ診断	
事業名	①スマート社会実装化促進事業補助金	②京一VER創出促進事業補助金	③京都市中小事業者省エネモデル実施事業	④スマートファクトリー促進支援事業補助金	⑤自立的地域活用型再生可能エネルギー設備等導入補助事業補助金	⑥省エネ・節電・EMS診断事業
種別	補助金	補助金	委託事業	補助金	補助金	無料診断事業
事業概要	府内の事業所において、超スマート社会の実現を目指すため、新たなサービスや技術の開発等のイノベーション構築に向けた経費の一部を補助	府内の既設の事業所において、温室効果ガス削減のための省エネ施設等(照明、空調、ボイラー等)の更新に要する経費の一部を補助	京都市内の事業所において、業種ごとに効果的な省エネ対策(設備改修等)を実施し、事業者団体内(同一業種)等で横展開を図る「省エネモデル」実施業務を委託	府内の事業所において、エネルギー消費・生産計画等の「見える化」による改善を踏まえ、生産性向上を目的とした「スマートファクトリー」の導入等に要する経費の一部を補助	府内の事業所において、自家消費を目的に再生可能エネルギー設備(蓄電池、EMS)の新設・増設に要する経費の一部を補助	府内の事業者を対象に、工場、店舗、オフィス等に専門家を無料で派遣し、エネルギー使用状況の診断を実施
対象者	中小企業者、有責任事業組合、NPO法人等	中小企業者、医療法人、社会福祉法人、学校法人等 ※ 各種法人は従業員数の制限あり ※ 京都府地球温暖化対策条例または京都市地球温暖化対策条例に基づく「特定事業者」は対象外 ※ 本補助金を申請するには、事前に京都府の確認を受ける必要あり。	中小企業者、医療法人、社会福祉法人、学校法人等 ※ 各種法人は従業員数の制限あり ※ 京都市地球温暖化対策条例に基づく「特定事業者」は対象外(準特定事業者を除く)	中小企業者(製造業または製造業に準じるもの)	中小企業者(資本金1億円以下)、医療法人、社会福祉法人、学校法人、NPO法人等	中小企業者、各種法人、団体等
昨年度との主な差異	特になし	提出書類において、「特定事業者に該当しない旨等の誓約書」を追加	応募資格者が、「中小企業等が所属する事業者団体」から「中小企業等」に変更。併せて、応募資格の要件も変更。	補助対象事業において、「診断・見える化事業」のみの実施は補助対象外。	提出書類において、「特定事業者非該当検討シート」を「特定事業者」に該当しない旨等の誓約書に変更	特になし
申請要件(主なもの) / 診断内容	(1)製品開発事業については、基礎的な研究を終了したもので、市場性、収益性、新規性等を有し、事業化が見込めるものであること。 フィジビリティスタディ(FS)については、新規性を有し、市場性、収益性等を調査するものであること。 (2)補助対象事業は、モデル事業として府域への波及効果が見込めるものであること。	(1)補助対象経費100万円あたりの温室効果ガス排出量の削減効果が、次のとおりであること。 ●照明以外 :3t-CO2/年以上 ●照明 :6t-CO2/年以上 (2)京都版CO2排出量取引制度に参加し、京都独自クレジット(京一VER)の創出が可能であること。 また、その活用の促進のための取組を計画していること。	以下の(1)、(2)及び(3)の条件を全て満たしている者 (1)京都市内において、既に事業活動を営んでいる既製の工場、事業場、店舗等(以下、「事業所」という。)を有する中小企業者等 (2)過去に「京都市中小事業者省エネモデル普及拡大事業」を委託したことのある団体に該当しない など (3)募集要領に定める組合・法人及び団体等のうち、京都市内に事業所を有する10以上の者に対して、セミナー(オンライン含む)等にて省エネモデルの普及拡大ができる者 など	(1)補助対象事業は、下記「診断・見える化事業」及び「設備整備事業」の実施又は「設備整備事業」のみの実施を対象とする。 (2)補助対象事業者が所有する、既設の工場における製造ライン(生産設備)等を対象に実施すること。 また、エネルギー管理や在庫管理、生産計画等、生産性向上を目的とした製造管理等は、製造ライン(生産設備)以外も含む当該工場全体を対象に実施すること。 (3)設備整備事業において、既設の設備機器・システムの置き換え等を行う場合は、その設備自体が製造管理等の改善に寄与するものであること。(単なる既設設備等の能力・出力の増強でないこと)	(1)京都府再生可能エネルギーの導入等に関する条例に基づき認定された自立的地域活用型再生可能エネルギー導入等計画の認定を受けていること。 (2)太陽光発電設備を導入する事業にあつては、京都版CO2排出量取引制度運営規則(平成23年10月20日京都環境行動促進協議会制定)に規定する排出量取引制度に参加することにより京都独自クレジットの創出を計画している事業	【診断の種類】 (1)詳細診断 (2)簡易診断 ※費用はいずれも無料 (1)詳細診断 ①診断員が事業所を訪問し、3時間ほどかけて計測とインタビューを実施 ②多くの電力を消費する機器に消費電力計を設置し、1週間程度継続的にデータを計測 (2)簡易診断 ①診断員が事業所を訪問し、2~3時間ほどかけて簡単な計測とインタビューを実施 ②診断員が診断結果に基づき助言(基本的に当日中)
対象経費	人件費(総事業費の50%以下)、謝金、旅費、製品開発費、諸経費、委託費(総事業費の50%以下)	設計費、工事費、機械器具費、測量試験費	計測・診断費、設計費、工事費、会場費、謝金・旅費、諸経費、機器費 ※京都市内での内容に限る	●診断・見える化事業 ●設備整備事業 (共通) 計測・診断費、設計費、設備費、工事費	設計費、工事費、機械器具費、測量試験費	
補助金額・委託金額等	補助率 委託費の計上比率	1/2以内	1/3以内 ※ 但し、原料調達・製造・物流・販売・廃棄等を通じたサプライチェーン全体における温室効果ガス排出量の削減を計画する事業者が、補助対象事業者が行う省エネ施設等の整備事業を当該計画に位置づける事業として認め、サプライチェーン温室効果ガス排出量削減計画書を提出する場合(以下、「サプライチェーン枠」という。)は、1/2以内	●機器費以外の経費 10/10以内 ●機器費 1/3以内	●診断・見える化事業 10/10以内 ●設備整備事業 1/3以内	補助対象経費の1/3以内 ※再生可能エネルギー設備、蓄電池及びEMSの3つを導入する場合は、補助対象経費の1/2以内。(但し、電力1契約につき蓄電池及びEMSを設置した場合に限る。蓄電池とEMSで電力契約が異なる場合は3分の1以内)
	上限金額	上限500万円	上限800万円 下限50万円 (補助対象経費が150万円以上(サプライチェーン枠は100万円以上)のもの)	上限100万円	●診断・見える化事業 上限50万円 ●設備整備事業 上限100万円	上限400万円
募集期間	令和4年4月25日～ 令和4年6月24日	令和4年4月25日～ 令和4年6月17日 ※府確認期限 6月8日	令和4年4月25日～ 令和4年7月8日	令和4年4月25日～ 令和4年6月24日	令和4年5月6日～ 令和5年1月27日 ※但し、予算の予定数に達するまで ※随時受付し、交付決定 ※府確認期限 1月18日	令和4年4月25日～ 令和5年1月27日 ※但し、予算の予定数に達するまで
事業実施期間	原則、交付決定日～ 最長令和5年2月28日 (一部のみ事前着手可)	原則、交付決定日～ 最長令和5年2月3日 (一部のみ事前着手可)	契約締結日～ 最長令和5年3月10日	原則、交付決定日～ 最長令和5年2月10日 (一部のみ事前着手可)	原則、交付決定日～ 最長令和5年2月28日 (一部のみ事前着手可)	随時～ 予算の予定数に達するまで
所管課	京都府ものづくり振興課 京都市産業イノベーション推進室	京都府脱炭素社会推進課	京都市地球温暖化対策室	京都府ものづくり振興課 京都市産業イノベーション推進室	京都府脱炭素社会推進課	京都府脱炭素社会推進課